

岩手県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営二渡地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市水沢区黒石町字下谷記	20番2	田	田	581	120
〃	81番	〃	〃	1,014	212
奥州市前沢区生母字迎谷起	35番2	〃	〃	906	194
〃	47番2	〃	〃	1,006	212.23